

T A C 税理士講座

〈 簿記論 〉

アプローチセミナー

目 次

テーマ1	はじめに	1
テーマ2	日商1級との相違点	2
テーマ3	実務家問題の解法	6
テーマA	体験講義・テキスト	23

テーマ 1

はじめに

◆ はじめに

当セミナーでは、日商簿記１級と簿記論の違いを理解し、日商簿記１級で得た知識を簿記論でどのように活かしていくかを紹介する。

日商簿記１級における商業簿記及び会計学と簿記論は、大きな視野で捉えると同じ会計に関する試験である。同じ会計に関する試験であるため、日商簿記１級で学んだ知識をそのまま簿記論で活用していくことが可能である。

しかし、日商簿記１級を合格もしくは合格レベルまで達していたとしても、簿記論を合格することは不可能である。なぜなら、日商簿記１級と簿記論は、試験傾向に大きな違いがあるためである。同じ会計に関する試験ではあるが、試験傾向については全く別の物と思っていただいてかまわない。

しかし、ある程度合格する知識があるのだから、日商簿記１級と簿記論の試験傾向の違いを理解さえすれば、他の受験生に対して大きなアドバンテージを得ることができることも事実である。

当セミナーを通じて試験傾向の違いを理解し、本講座の備えとしていただければ幸いである。

テーマ 2

日商 1 級との相違点

◆ 日商 1 級との相違点

簿記論を受験するにあたり、まずは試験の概要を知っていただきたい。ここで簿記論がどのような試験かを日商簿記 1 級との比較をまじえながら研究していくことにする。

日商 1 級との相違点①

税理士試験（簿記論）は年 1 回実施され、受験資格が必要である

日商簿記 1 級の試験は年 2 回（6 月・11 月）実施されるが、税理士試験は年 1 回（例年 8 月上旬）の実施のみである。また、日商簿記 1 級と違い、税理士試験は、受験資格がないと受験できない。受験資格は、『学識』、『資格』、『職歴』に基づいた一定の条件が必要となる。詳細については、TAC 税理士講座パンフレット又は国税庁の HP 等を参照していただきたい。

日商 1 級との相違点②

税理士試験（簿記論）は競争試験である

日商簿記 1 級は、100 点満点中 70 点以上（各科目 10 点以上の獲得が必要）獲得すれば合格とされている。したがって、問題が難しければ合格者は少数となるが、問題が易しければ合格者は多数となる。簿記論は、100 点満点中 60 点以上獲得すれば合格とされている。しかし、毎年、簿記論受験者数のうち上位 10%～15% で合格者が推移している。これは実質的に競争試験であることを意味している。競争試験とは、多数の受験生の中から一定の人数を選抜するための試験のことをいう。したがって、会計に関する高度な知識があったとしても、獲得した点数がライバルよりも低ければ不合格となる。すなわち、大学受験と同様に、必ず勝者と敗者が生まれる試験といえる。また、試験の模範解答は未公表である。参考として、下記に過去 5 年間の合格率等を示す。

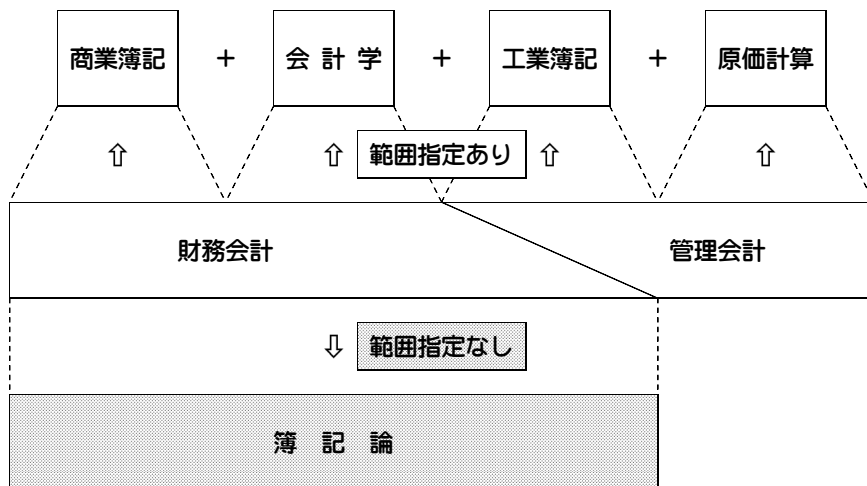
	平成 18 年 (第 56 回)	平成 19 年 (第 57 回)	平成 20 年 (第 58 回)	平成 21 年 (第 59 回)	平成 22 年 (第 60 回)	平成 23 年 (第 61 回)
受験者数	27,105 人	25,922 人	25,155 人	24,468 人	25,314 人	人
合格者数	4,043 人	3,253 人	3,582 人	2,418 人	3,166 人	人
合 格 率	14.9%	12.5%	14.2%	9.9%	12.5%	%

（注）平成 23 年（第 61 回）のデータは、国税庁より 12 月に公表されます。

日商1級との相違点③

簿記論には明確な試験範囲がない

日商簿記1級（日商簿記検定）は、試験範囲について、『商工会議所簿記検定試験出題区分表』及び『許容勘定科目表』に出題論点・出題範囲・勘定科目等が公表されている。しかし、簿記論では、出題範囲について、『複式簿記の原理、その記帳・計算及び帳簿組織、商業簿記のほか工業簿記を含む。ただし原価計算を除く。』とだけ示されているのみであり、具体的な出題論点・出題範囲・勘定科目等の公表はない。



日商1級との相違点④

簿記論は三題形式の試験である

日商簿記1級と違い、簿記論は三題形式で出題される。第一問及び第二問は学者試験委員が作問し、第三問は実務家試験委員が作問する。第一問、第二問は25点問題であり、第三問は50点問題である。なお、試験時間は120分である。なお、解答に際しては、鉛筆やシャープペンシルの使用は認められておらず、黒又は青のボールペン又はインクペンを使用することとなる。

日商1級との相違点⑤

簿記論は問題のボリュームが多く処理能力が要求される

日商簿記1級と簿記論では、問題のボリュームが大きく違う。日商簿記1級の商業簿記と会計学の問題は平均して約3～4ページであるが、簿記論の第一問から第三問の平均は約15～18ページである。試験時間をページ数で除すると、日商簿記1級の商業簿記と会計学（90分）の場合には、1ページあたり約22分～30分となるが、簿記論（120分）の場合には、1ページあたり約6分～8分となる。単純に計算すれば、日商簿記1級の約3.5倍の処理能力が要求されることとなる。

日商1級との相違点⑥

簿記論は半分正解できれば合格する

前記⑤で述べたが、簿記論は非常にボリュームが多い。120分ですべて解答することは絶対に不可能である。言い換えるのであれば、簿記論は出題された問題を全て解答する必要はない。

最近の本試験の傾向としては、簿記論は約50点（TAC予想配点に基づく）で合格点、つまり全受験者数の中で上位10%～15%に達する。したがって、問題が多く時間が短くても合格点を取ることが可能である。参考として、下記に過去6年間の簿記論の合格点（TAC予想配点に基づく）を示す。

	第一問	第二問	第三問	合 計
平成18年（第56回）	15点～17点	8点～12点	16点～20点	39点～49点
平成19年（第57回）	8点～12点	6点～10点	23点～27点	37点～49点
平成20年（第58回）	16点～20点	14点～18点	18点～21点	48点～59点
平成21年（第59回）	8点	9点	26点～30点	43点～47点
平成22年（第60回）	15点～16点	11点～12点	19点～20点	45点～48点
平成23年（第61回）	15点	12点～15点	28点～30点	55点～60点

< T A C > 無断複写・複製を禁じます

< メ モ >

テーマ 3

実務家問題の解法

◆ 実務家問題の解法

簿記論の試験問題のうち第三問（実務家試験委員が担当する問題）は、問題構造やボリューム等が非常に特徴的であり、多くの受験生が慣れるまでに苦勞する問題といえる。したがって、何も対策を打たないと基礎点を確保することすら難しい。そこで、**第三問における簿記論特有の解法**をひとあし早く紹介する。なお、この解法は、第一・二問（学者試験委員が担当する問題）の総合問題にも流用できるものであり、受験生にとって必須のものである。

実務家問題の解法①

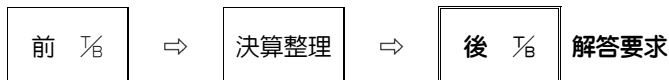
問題の素読みを行う

素読みとは、解答する前に問題のすべてに目をとおすことである。日商簿記1級の問題では、問題の全貌が視界に入るため、素読みの重要性は高くないが、第三問では、問題のページ数が多く平均して約8～10ページであるため、この素読みができるかどうかで問題を効率よく解答していけるかどうかが決まってくる。しかし、ただ目をとおすだけでは全く意味がない。素読みをしながら解答するために必要な情報を得るのである。素読みの際に最低限得なければならない情報は次のとおりである。

1 問題構造と解答要求

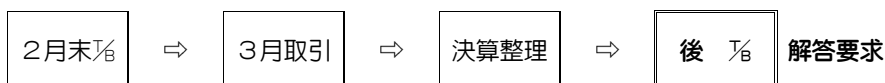
問題を解くにあたって、どのような問題構造であり何が解答要求なのかを把握する必要がある。最近の本試験の傾向としては、下記に示す問題構造に分類することができる。

(1) 決算整理型（前半スタート）



この問題構造は日商簿記1級でもよく出題されている。

(2) 3月中取引＋決算整理型



この問題構造は日商簿記1級では見られない。資料に与えられている2月末残高試算表の金額をベースに3月中の取引を集計し、その金額に基づいて決算整理を行う。

(3) その他構造論点（本支店会計・製造業会計）の有無

参考として、下記に過去6年間の本試験第三問における問題構造を示す。

平成18年（第56回）	3月中取引及び決算整理型の総合問題（製造業会計）
平成19年（第57回）	決算整理型の一般総合問題
平成20年（第58回）	決算整理型の一般総合問題
平成21年（第59回）	決算整理型の一般総合問題
平成22年（第60回）	3月中取引及び決算整理型の総合問題
平成23年（第61回）	決算整理後残高試算表の修正処理型の問題

2 解答要求箇所

解答要求について、どの部分が解答要求箇所となっているのかを把握する必要がある。なぜなら、決算整理後残高試算表が解答要求だとしても、その全ての金額を解答するのか、又は、その一部の金額を解答するのかによって、当然のことながら効率的な解答方法が異なるからである。

参考として、下記に過去6年間の本試験第三問における解答要求箇所を示す。

平成18年（第56回）	Ⓐ・㉔・㉕の金額（一部）
平成19年（第57回）	Ⓐ・㉔の金額（全て）
平成20年（第58回）	Ⓐ・㉔の金額（一部）
平成21年（第59回）	Ⓐ・㉔の金額（一部）
平成22年（第60回）	特定金額の算定・後㉕の金額（一部）
平成23年（第61回）	修正後㉕の金額（一部）

3 問題指示

ここという問題指示とは、事業年度、端数処理方法、法定実効税率、決算日における為替レートなど、問題を解く（計算する）にあたって必要な指示のことを指す。これらは通常、問題文の冒頭に留意事項として記載されていることが多く、最近の本試験では、会計処理方法等（減価償却費の計算方法やその他有価証券の評価差額の会計処理方法等）も記載されており、読み落としには注意が必要である。

また、問題指示は、必要に応じて問題の各ページにメモ書きをしておくといい。

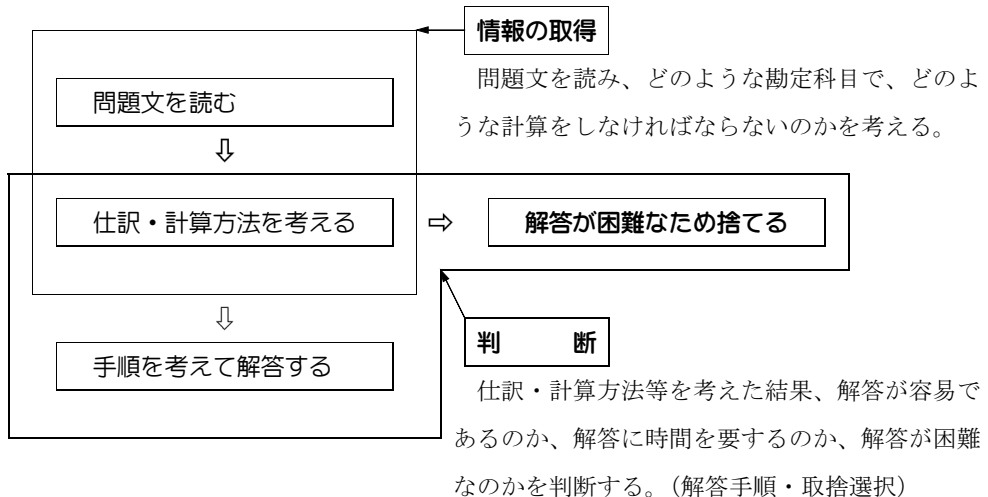
4/1～3/31	切捨て 法40%	切捨て 全直入
4/1～3/31	切捨て CR90	切捨て 定額法
4/1～3/31	切捨て	

実務家問題の解法②

判断力を身に付ける

前出のとおり、近年の本試験第三問はボリュームの多いものとなっており、制限時間内に全て解答するのは絶対に不可能である。したがって、会計に関する知識や解答に対する精度のみならず、解答要求箇所のどれから解答しどれを捨てるかの判断力も必要不可欠となる。

1 判断の流れ



2 取捨選択の判断基準

取捨選択を難しく考える受験生は多いが、その本質はいたって単純であり、ポイントは次の2つに集約される。

- (1) 自分自身の正答可能性を基準に判断する
- (2) 他受験生の正答確率の高い箇所を正解する

参考として、下記に過去6年間の本試験第三問における解答要求箇所と、合格するために必要なおおよその正答箇所を示す。

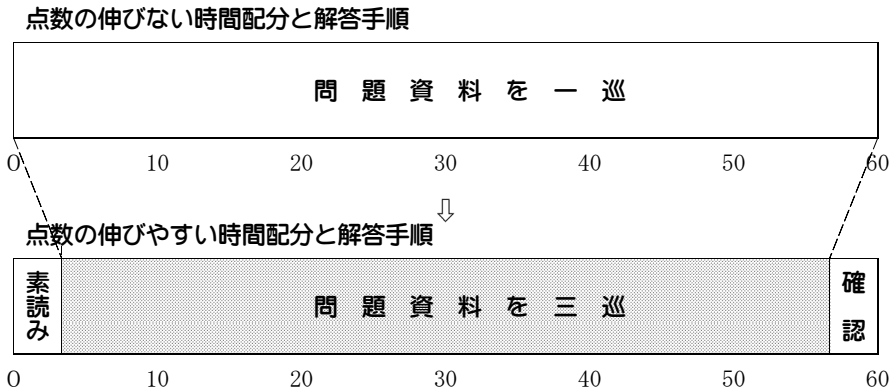
	解 答 箇 所	合格ライン
平成18年（第56回）	25箇所	10箇所（40％）
平成19年（第57回）	49箇所	25箇所（51％）
平成20年（第58回）	37箇所	14箇所（38％）
平成21年（第59回）	40箇所	20箇所（50％）
平成22年（第60回）	34箇所	10箇所（29％）
平成23年（第61回）	35箇所	17箇所（49％）

実務家問題の解法③

時間配分と解答手順を身に付ける

第三問を解くにあたっての基本的な時間の目安は60分である。この60分間の時間の使い方で、点数に大きな差が出ることを意識していただきたい。

ここではどのように時間を使っていくべきかを確認する。



得点の伸びやすい時間配分と解答手順を実践するためには、解答要求箇所を前記②に基づいて判断し、下記の解答手順に基づいて三巡すると良い。

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 基本的な問題であり、文章も短いもの | ⇒ 一巡目 |
| (2) 学習済であるが、文章も長く難解なもの | ⇒ 二巡目 |
| (3) 他論点の集計後でなければ解答できないもの | ⇒ 二巡目 |
| (4) 未学習項目のもの | ⇒ 三巡目 |

【参考資料】（平成17年度本試験・第三問）

平成17年度本試験の第三問は、『テーマ2 日商1級との相違点』⑤、⑥で紹介したことが顕著に表れており、『テーマ3 実務家問題の解法』を確認するにあたりよい題材となっている。

1 日商1級との相違点⑤（簿記論は問題のボリュームが多く処理能力が要求される。）

平成17年度本試験の第三問は、ページ数が8ページあり、第三問の解答時間を60分と考えると1ページあたりの解答時間が7.5分となり、かなりの処理能力が要求される。また、実際に完答するためには約80分の時間を要する問題であったため、非常にボリュームが多い問題であった。

2 日商1級との相違点⑥（簿記論は半分正解できれば合格する。）

平成17年度本試験の第三問の解答要求は33箇所であり、そのうち10箇所（約30%）正解できれば合格ラインであった。なお、T A Cの予想配点に基づく合格点は16点～20点であり、解答箇所、配点、どちらからみても半分以下の正解で合格となるため、難易度が非常に高い問題であった。

上記1、2から分かるように、平成17年度本試験の第三問を頭から解答しても合格点を取ることとはできない。では、どのように解答すれば合格点を取ることができたか。それは『テーマ3 実務家問題の解法』を実践できたかどうかである。

下記に平成17年度本試験の第三問を掲載している。本問で合格するために正解しなければならなかった箇所については、P21 **解答** に網がけで示した箇所である。その箇所を正解するためには、**問題** のゴシックになっている資料を読み取り解答することが必要である。『テーマ3 実務家問題の解法』を参照しながら、**解答手順をイメージ**していただきたい。なお、実際に解答する必要はない。

問題

(注) 会計基準の一部変更された論点が出題されていますが、合否に影響のない箇所であるため、出題当時のまま編集を行っております。

〔第三問〕－50点－

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、ソフトウェアの企画・開発・販売業を営んでいる。主としてソフトウェアの受注制作を行っているが、製品マスターを制作し、それを複写して販売することも行っている。

甲社の当期（自平成17年4月1日至平成18年3月31日）中の、平成18年2月末日現在の残高試算表は【資料1】のとおりである。【資料2】に示す平成18年3月中の取引と【資料3】に示す修正及び決算整理事項に基づき、【資料4】の「仕訳帳」（抜粋）を参考にして、答案用紙の決算整理後残高試算表を完成させなさい。

（留意事項）

- 1 消費税の会計処理は税抜方式を採用している。資料中、（税込み）とある金額には消費税5%が含まれており、それ以外は消費税を考慮しないものとする。
- 2 税効果会計は、特に記述のない項目には適用しない。また、その適用に当たっては、**実効税率を40%**とする。税務上の処理との差額は一時差異に該当し、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。
- 3 経過勘定項目の設定及び減価償却額の計算は月割り（1か月未満の端数切上げ）で行うこと。
- 4 計算の途中で千円未満の端数が出た場合、その都度四捨五入すること。
- 5 仕訳をする際、勘定科目は答案用紙の残高試算表に掲げているものを使用すること。

【資料１】 平成18年２月末日現在の残高試算表

(単位：千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 金	54,428	支 払 手 形	17,600
受 取 手 形	31,570	買 掛 金	30,185
売 掛 金	265,720	未 払 消 費 税	27,200
製 品	7,400	仮 受 消 費 税	38,094
仕 掛 品	24,700	預 り 金	6,150
仮 払 金	52,840	貸 倒 引 当 金	1,230
仮 払 消 費 税	11,759	賞 与 引 当 金	49,700
繰 延 税 金 資 産	19,880	借 入 金	151,400
建 物 付 属 設 備	2,800	社 債	40,000
車 両 運 搬 具	7,705	資 本 金	100,000
器 具 備 品	7,200	繰 越 利 益 剰 余 金	7,520
ソ フ ト ウ ェ ア	10,400	製 品 売 上	81,600
電 話 加 入 権	2,230	受 注 売 上	680,280
差 入 保 証 金	35,500	受 取 利 息	1,800
長 期 前 払 費 用	4,888		
製 品 売 上 原 価	5,100		
受 注 売 上 原 価	0		
営 業 費	683,370		
支 払 利 息	4,899		
雑 損 失	370		
合 計	1,232,759	合 計	1,232,759

【資料２】 平成18年３月中の取引

１ 現金預金の収支状況

(単位：千円)

日 付	摘 要	収 入	支 出	残 高
3月1日	前月繰越			54,428
	製品の現金売上げ(税込み)	5,292		
	売掛金の小切手回収	9,956		
	売掛金の振込み回収	51,177		
	受取手形の期日決済	19,740		
	材料等の仕入れ(税込み)		924	
	買掛金の支払		2,121	

省	支払手形の期日決済		9,912	省
	給料の支払		29,370	
	源泉所得税及び住民税（2月分）の納付		2,790	
	社会保険料（2月分）の納付（注1）		6,380	
略	借入金の元本返済		5,900	略
	借入金の金利支払（3～5月分）		1,128	
	社債発行諸費用の支払（税込み）		3,003	
	事務所賃借の支払（注2）		2,272	
	その他経費の支払（税込み）		8,547	
3月31日	次月繰越			68,246

（注1）社会保険料の納付に関する経理処理については【資料3】1の(5)を参照のこと。

（注2）事務所賃借の支払に関する経理処理については【資料3】1の(4)を参照のこと。

2 売上及び債権・債務に関する取引

- (1) 受注制作の売上げは、掛売上げ（税込み）が68,481千円あった。売掛金の回収は、小切手による回収が9,450千円、預金振込みが48,699千円、手形による回収が21,840千円であった。また、受取手形の期日決済額は19,740千円である。
- (2) 製品Xの販売価格は1本当たり4,200円（税込み）で、現金売上げが1,260本、掛売上げが700本あった。売掛金の回収は、小切手による回収が506千円、預金振込みが2,478千円であった。
- (3) 材料及び梱包資材の仕入れは、現金仕入れ（税込み）が924千円、掛仕入れ（税込み）が13,944千円であった。買掛金の支払は、小切手による支払が2,121千円、手形の振出しが11,340千円であった。また、支払手形の期日決済額は9,912千円である。

【資料3】 修正及び決算整理事項

1 修正事項

甲社は設立2期目で経理担当者が不慣れなため、十分に検討しないで期中の経理処理を行っているものがあり、決算において適正な処理に修正する。

- (1) 甲社はこれまで、市場販売目的のソフトウェアを2本（製品X及びY）開発した。製品Xについては、前期末までに製品マスターを完成しその複写と包装も終えており、当期首から販売を開始した。制作に要した費用は次のとおりであり、前期末においてそれぞれ会計上適正な処理を行っている。

製品マスターの開発費用	38,700千円
製品マスターの機能の改良費用	8,500千円
ソフトウェアの複写・包装費用	12,500千円
計	59,700千円

また、製品Ｙについては当期中に製品マスターの開発及び機能の改良を完了し、複写・梱包作業を行っている途中で期末を迎えた。制作に要した費用は次のとおりであり、すべて当期の営業費に計上している。

製品マスターの開発費用	52,900千円
製品マスターの機能の改良費用	17,300千円
ソフトウェアの複写・包装費用	4,700千円
計	74,900千円

(2) 平成17年5月20日に会社の営業資金5,000千円を社長個人の名義で借入れ、借入金勘定に計上した。返済は個人の通帳から行っているため、会社の帳簿には返済の記入がなされていない。借入時から期末までに返済した元利金の総額は1,075千円で、残高証明書によれば決算日現在の借入残高は4,030千円となっている。

(3) 平成17年9月10日に1,890千円（税込み）の車両を購入した。その際、旧車両を315千円（税込み）で下取りしてもらい、差引き1,575千円を小切手で支払った。支払時にはとりあえず差引金額で車両運搬具に計上した。なお、旧車両の期首帳簿価額は440千円であった。

(4) 平成18年3月25日に営業所の事務所を賃借する際、次の内訳で総額2,272千円を支払い、敷金及び家賃（3月分）にかかる消費税額（22千円）を除いた全額を営業費に計上している。決算において、敷金のうち退去時に返還されない部分の金額は、長期前払費用に計上する。

また、家賃（4月分）は、消費税込みの金額で前払費用に計上する。

敷金	2,020千円（うち420千円（税込み）は退去時に返還されない。）
家賃（3月分）	42千円（税込み）
家賃（4月分）	210千円（税込み）
計	<u>2,272千円</u>

(5) 平成18年3月分の従業員給料を3月25日に支給し、次のように仕訳した。

（借）営業費 29,370千円 （貸）現金預金 29,370千円

上記支払額の内訳は次のとおりである。

給料手当額	35,400千円
所得税	△ 1,890千円
住民税	△ 930千円
社会保険料	△ 3,210千円
差引支給額	<u>29,370千円</u>

なお、源泉徴収した所得税及び住民税は翌月10日までに納付する。また、社会保険料については、給与から天引きした上記の個人負担分に同額の会社負担分を加えた金額を、翌月末までに納付する。

アプローチセミナー

(6) 仮払金勘定には次のものが計上されている。

前期分消費税	27,200千円
中間分消費税	20,400千円
中間分法人税	3,300千円
中間分事業税	700千円
中間分住民税	600千円
固定資産税	200千円
収入印紙代	80千円
受取利息に対する源泉所得税	270千円
受取利息に対する住民税利子割額	90千円
	52,840千円

2 銀行勘定の調整に関する事項

当座預金の残高は1,720千円で、内訳は次のとおりである。なお、B銀行との間で極度額10,000千円の当座借越契約を締結している。

A銀行	8,310千円
B銀行	△ 6,590千円
計	
	1,720千円

A銀行の当座預金の期末残高につき、甲社の当座預金出納帳が8,310千円のところ、銀行の残高証明書の金額は10,662千円となっている。この差異の原因を調査したところ、次のことが判明した。

なお、B銀行の当座預金の期末残高については、甲社と銀行に不一致は生じていない。

- (1) 3月30日に経費の支払のために振り出した小切手294千円（税込み）が、3月31日現在でまだ決済されていない。
- (2) 3月31日に預け入れた売掛代金回収の小切手399千円（税込み）が、時間外のため銀行側では4月1日に入金処理されていた。
- (3) 2月に売掛代金回収で受け取った小切手462千円（税込み）を銀行に預け入れる際、誤って貸借を逆に仕訳していた。
- (4) 3月29日に売掛代金1,680千円（税込み）の振込みがあったが、甲社では4月4日に入金記帳された。
- (5) 3月28日の電話代147千円（税込み）の自動引落に関する記帳が31日現在まだ行われていなかった。

3 期末棚卸等に関する事項

甲社は制度としての原価計算を行っていない。そこで、市場販売目的の製品Xについては、前期末に計上した製品勘定の残高に基づいて計算した製品原価を、出荷時点で製品売上原価の科目に振り替えている。製品Xの出荷及び在庫の状況は次のとおりである。

17年3月末在庫数量	50,000個
17年4月～18年2月出荷数量	20,400個
18年3月出荷数量	1,960個
18年3月末在庫数量	27,640個

また、受注ソフトウェアの制作費用については、期中は全額を営業費に計上しており、決算において年間の制作費総額及び仕掛中の制作費を次のように計算している。

年間の制作費総額	552,400千円
上記のうち期末仕掛分	39,200千円

なお、前期末において仕掛中であった受注ソフトウェアは、すべて当期中に完成し納品している。

4 発行社債に関する事項

社債発行日：平成18年2月1日

発行価額：1口100千円（額面発行）

発行口数：400口

償還期限：平成23年1月31日（一括償還）

利息：年3%（毎年1月末日・7月末日の年2回払）

社債の発行に係る諸費用は期間費用として処理する。

5 貸倒引当金に関する事項

- (1) 甲社は、金銭債権を「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分して貸倒引当金を設定している。一般債権の繰入率は、税法基準により期末の債権残高に対して0.6%相当額とする。

また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額を控除した金額を引き当てることとしている。なお、繰入れは差額補充法により行う。

- (2) 得意先のM社が、平成17年12月に民事再生法の規定により再生手続の開始の申立てを行ったが、甲社は何ら処理していない。

M社に対する債権は、受取手形3,500千円及び売掛金4,300千円であり、同社から営業保証金を3,000千円預かっている。会計上は100%の引き当てを行うが、税務上の繰入限度額は50%相当額である。限度超過額に対して税効果会計を適用するものとする。

6 減価償却に関する事項

下表の金額は、平成18年2月末日現在の残高である。なお、車両運搬具及びソフトウェア以外の資産については、平成17年4月1日から平成18年2月末日までの間に増加及び減少はない。

	取得価額	帳簿価額	残存価額	償却方法	耐用年数	償 却 率
建 物 付 属 設 備	3,080千円	2,800千円	10%	定率法	15年	0.142
車 両 運 搬 具	9,205千円	7,705千円	10%	定率法	6年	0.319
器 具 備 品	8,700千円	7,200千円	10%	定率法	8年	0.250
ソ フ ト ウ エ ア (販 売 用)	8,500千円	8,500千円	0	下記の(注)参照		
ソ フ ト ウ エ ア (そ の 他)	2,160千円	1,900千円	0	定額法	5年	0.200
長 期 前 払 費 用 (敷金不返還部分)	5,640千円	4,888千円	0	定額法	5年	0.200

(注) 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく減価償却の方法を採用している。製品Xの販売開始時点における各年度の見込販売数量は次のとおりである。なお、当期の実際販売数量は22,360個であった。

会 計 期 間	見込販売数量
平成17年度(当期)	24,000個
平成18年度	18,000個
平成19年度	8,000個
計	50,000個

税務上、市場販売目的のソフトウェアは定額法(残存価額0、耐用年数3年、償却率0.333(この率を使って計算する。))により償却することとされており、限度超過額に対して税効果会計を適用する。

7 賞与引当金の設定に関する事項

甲社の賞与支給対象期間は毎年6月から11月と12月から5月、支給日は12月10日と6月20である。平成18年6月20日に総額81,000千円の賞与を支給する見込みであり、そのうち当期担当を賞与引当金として計上する。当期中に支給した賞与157,500千円は営業費に計上している。

なお、税務上、賞与は支払時に損金算入されることになっているので、賞与引当金繰入額に対して税効果会計を適用するものとする。

8 未払税金に関する事項

法人税等調整額を加減した額が税引前当期純利益の40%になるよう「法人税等」を計上する。

また、消費税の納税額(仮受消費税の残高から仮払消費税の残高を控除した金額)に対して「未払消費税」を計上する。

【資料 4】 仕訳帳 (抜粋)

(単位：千円)

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
資料 2 - 1	現 金 預 金	5, 292	製 品 売 上	5, 040
			仮 受 消 費 税	252
	現 金 預 金	9, 956	売 掛 金	9, 956
	現 金 預 金	51, 177	売 掛 金	51, 177
	現 金 預 金	19, 740	受 取 手 形	19, 740
	営 業 費	880	現 金 預 金	924
	仮 払 消 費 税	44		
	買 掛 金	2, 121	現 金 預 金	2, 121
	支 払 手 形	9, 912	現 金 預 金	9, 912
	営 業 費	29, 370	現 金 預 金	29, 370

資料 2 - 2 - (1)	売 掛 金		受 注 売 上	65, 220
			仮 受 消 費 税	3, 261

資料 3 - 1 - (6)			仮 払 金	32, 440
----------------	--	--	-------	---------

資料 3 - 5	貸倒引当金繰入		貸 倒 引 当 金	
	繰延税金資産		法人税等調整額	
資料 3 - 6	減 価 償 却 費		建 物 付 属 設 備	398
			車 両 運 搬 具	2, 150
			器 具 備 品	
			ソ フ ト ウ ェ ア	
			長 期 前 払 費 用	
	製 品 売 上 原 価		ソ フ ト ウ ェ ア	

答案用紙

〔第三問〕－50点－

(単位：千円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
現 金 預 金		支 払 手 形	
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		未 払 費 用	
製 品		未 払 消 費 税	
仕 掛 品		未 払 法 人 税 等	
前 払 費 用		仮 受 消 費 税	0
仮 払 金	0	預 り 金	
仮 払 消 費 税	0	貸 倒 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		賞 与 引 当 金	
建 物 付 属 設 備	2,402	借 入 金	
車 両 運 搬 具		社 債	40,000
器 具 備 品		資 本 金	100,000
ソ フ ト ウ ェ ア		繰 越 利 益 剰 余 金	7,520
電 話 加 入 権	2,230	製 品 売 上	
差 入 保 証 金		受 注 売 上	
長 期 前 払 費 用		受 取 利 息	1,800
製 品 売 上 原 価		法 人 税 等 調 整 額	
受 注 売 上 原 価			
営 業 費			
貸 倒 引 当 金 繰 入			
賞 与 引 当 金 繰 入			
減 価 償 却 費			
支 払 利 息			
雑 損 失			
法 人 税 等			
合 計		合 計	

解答

〔第三問〕－50点－

(単位：千円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
現 金 預 金	② 77, 293	支 払 手 形	② 19, 028
受 取 手 形	② 33, 670	買 掛 金	② 30, 668
売 掛 金	② 251, 564	未 払 費 用	① 3, 410
製 品	① 11, 610	未 払 消 費 税	① 8, 226
仕 掛 品	② 39, 200	未 払 法 人 税 等	① 34, 716
前 払 費 用	① 962	仮 受 消 費 税	0
仮 払 金	0	預 り 金	② 6, 200
仮 払 消 費 税	0	貸 倒 引 当 金	② 6, 465
繰 延 税 金 資 産	① 23, 000	賞 与 引 当 金	② 54, 000
建 物 付 属 設 備	2, 402	借 入 金	① 152, 195
車 両 運 搬 具	② 5, 340	社 債	40, 000
器 具 備 品	② 5, 400	資 本 金	100, 000
ソ フ ト ウ エ ア	① 23, 338	繰 越 利 益 剰 余 金	7, 520
電 話 加 入 権	2, 230	製 品 売 上	② 89, 440
差 入 保 証 金	② 37, 100	受 注 売 上	② 745, 500
長 期 前 払 費 用	② 4, 153	受 取 利 息	1, 800
製 品 売 上 原 価	① 9, 520	法 人 税 等 調 整 額	① 3, 120
受 注 売 上 原 価	① 537, 900		
営 業 費	① 123, 830		
貸 倒 引 当 金 繰 入	② 5, 235		
賞 与 引 当 金 繰 入	② 54, 000		
減 価 償 却 費	① 5, 985		
支 払 利 息	① 5, 580		
雑 損 失	① 3, 300		
法 人 税 等	① 39, 676		
合 計	1, 302, 288	合 計	1, 302, 288

(注) 配点はT A C 予想配点に基づく

テーマ A 体験講義・テキスト

重要度 ★★★

ここでは、固定資産の価値及び収益性が低下した場合に適用される、減損会計について学習する。減損会計では割引現在価値の知識を用いる。既に日商簿記1級講座で学習済であると思うが、ここでは現価係数と年金現価係数の知識を再確認した上で、本編の学習を行う。



このセミナーの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	速修コース	上級コース
A-1	現価係数と年金現価係数	—	—
A-2	減損会計	テキストNo.2 で学習します	テキストNo.2 で学習します
A-3	減損損失の測定		
A-4	共用資産の減損損失		

A-1 現価係数と年金現価係数

■ 現価係数と年金現価係数

割引計算で使用される現在価値を算定するための係数を現価係数という。また、年金現価係数とは現価係数の総和である。例えば、期間4年、割引率が年5%の場合、現価係数は次に示すとおりとなる。

年数	現価係数	年金現価係数
1年	$\frac{1}{1.05} \doteq 0.9524 \text{ (a)}$	0.9524 (a)
2年	$\frac{1}{1.05^{2\text{年}}} \doteq 0.9070 \text{ (b)}$	1.8594 (a ~ b)
3年	$\frac{1}{1.05^{3\text{年}}} \doteq 0.8638 \text{ (c)}$	2.7232 (a ~ c)
4年	$\frac{1}{1.05^{4\text{年}}} \doteq 0.8227 \text{ (d)}$	3.5459 (a ~ d)

📄 設 例

下記の資料に基づいて、割引現在価値を算定しなさい。なお、割引率は年5%とする。

- (1) 将来キャッシュ・フロー

1年後	2年後	3年後	4年後
20,000千円	20,000千円	20,000千円	120,000千円

- (2) 割引率年5%の現価係数は、計算の便宜上次のとおりとする。

1年後	2年後	3年後	4年後
0.95	0.91	0.86	0.82

- (3) 期間4年の年金現価係数は、計算の便宜上3.54とする。

📝 解 説 (単位：千円)

- (1) 現価係数を用いて計算する場合

$$20,000 \times 0.95 + 20,000 \times 0.91 + 20,000 \times 0.86 + 120,000 \times 0.82 \\ = 152,800$$

- (2) 現価係数と年金現価係数を用いて計算する場合

$$20,000 \times 3.54 + (120,000 - 20,000) \times 0.82 \\ = 152,800$$

< メ モ >

A-2 減損会計

1 減損会計

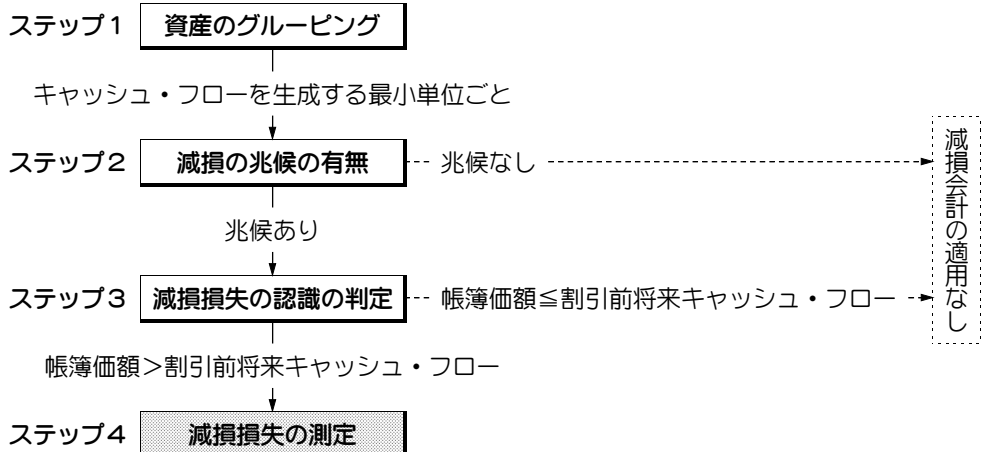
固定資産は、取得原価から減価償却等を控除した帳簿価額により評価されるが、固定資産の価格や収益性が著しく低下している場合には、帳簿価額が固定資産の価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べるおそれがある。そこで、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、一定の条件の下で、回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計手続が必要となるが、この会計手続を「減損会計」という。

2 適用対象資産

- (1) 有形固定資産（建物、機械装置、土地、建設仮勘定、遊休資産など）
- (2) 無形固定資産（のれん、借地権、自社利用のソフトウェアなど）
- (3) 投資その他の資産（投資不動産）

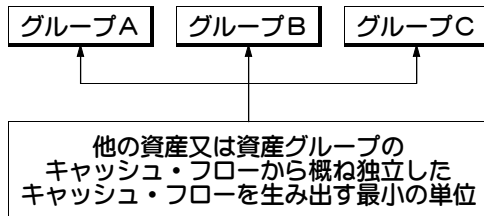
3 減損会計の適用手続

減損会計の適用手続は、実際には詳細で複雑なものである。ここでは減損会計の適用手続について、あくまでも大局的に学習する。



4 資産のグルーピング

事業用の固定資産の場合、複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出すことが一般的であるため、減損損失の認識及び測定は、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある。グルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。



5 減損の兆候

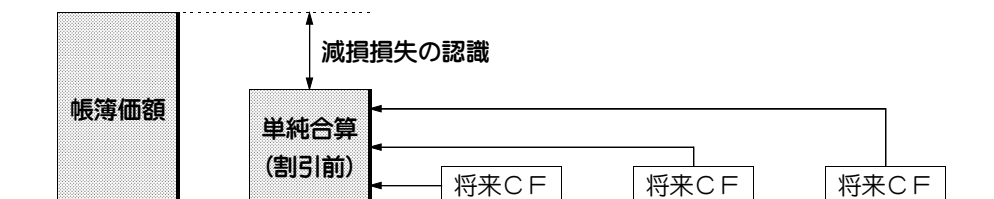
減損の兆候とは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象であり、例えば、次の事象が考えられる。

- (1) 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスである見込みであること。
- (2) 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。
- (3) 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

6 減損損失の認識の判定

資産又は資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。

減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。



割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るということは、割引計算を行えばさらに下回るということであり、減損損失の存在が相当程度に確実であることを概観的に確認することができる。

A-3 減損損失の測定

1 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

減損損失を測定するための具体的な手続は次のとおりとなる。

(1) 回収可能価額の算定

企業は、資産又は資産グループに対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収するため、売却による回収額である正味売却価額（資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額）と、使用による回収額である使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額を固定資産の回収可能価額とする。

資産又は資産グループの正味売却価額 資産又は資産グループの使用価値	} いずれか高い金額→回収可能価額
--------------------------------------	-------------------

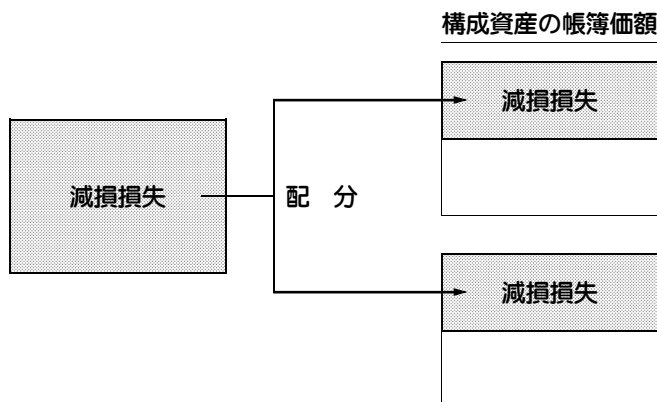
(2) 減損損失の測定

$\text{減損損失} = \text{資産又は資産グループの帳簿価額} - \text{回収可能価額}$
--

2 減損損失の構成資産への配分

(1) 減損損失の構成資産への配分

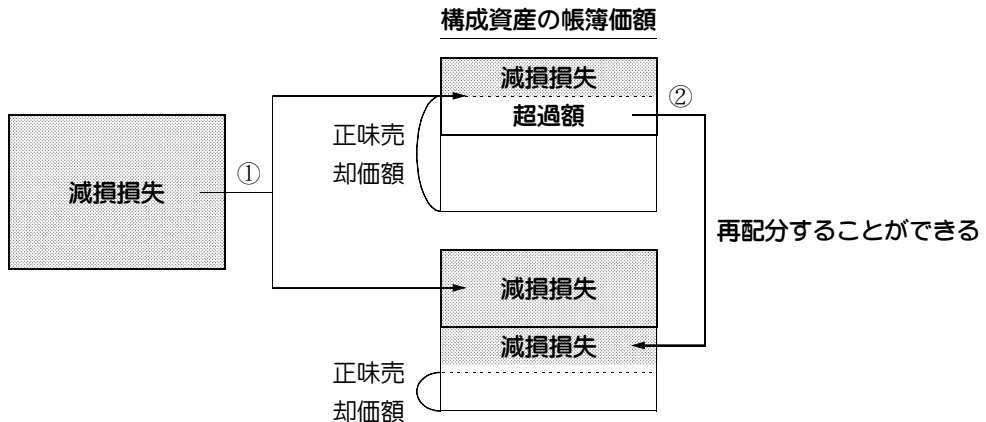
資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分する。



(2) 構成資産の正味売却価額が容易に把握できる場合

構成資産に配分される減損損失については、構成資産の正味売却価額が容易に把握できる場合には、当該正味売却価額を下回る結果とならないように、合理的な基準により、他の構成資産に減損損失を配分することができる。

これは減損損失が生じている場合であっても、構成資産には少なくとも正味売却価額以上の価値はあるため、構成資産の帳簿価額が正味売却価額を下回らないようにするためである。



③ 会計処理

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、判定された都度、判定された時点で帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失勘定で処理する。なお、減損損失の戻入処理は行わない。

(借) 減 損 損 失	× × ×	(貸) 固 定 資 産※	× × ×
-------------	-------	--------------	-------

※ 原則として直接控除するが、「減損損失累計額」又は「減価償却累計額」とすることもできる。



設 例

A社は、土地を取得してその上に建物を建設し、一体として賃貸用不動産としているが、当期末（x12年3月31日）において減損会計を適用し、減損の兆候の識別を行ったところ、減損の兆候があることが判明した。

(1) 決 算 整 理 前 試 算 表 (単位：千円)

建	物	100,000	減 価 償 却 累 計 額	35,000
土	地	140,000		

(2) 減価償却の方法等は、次に示すとおりである。

資産の種類	取 得 原 価	耐用年数	残存割合	償却方法	取 得 年 月 日
建 物	100,000千円	18年	10%	定 額 法	x 4 年 4 月 1 日
土 地	140,000千円	—	—	—	x 2 年 4 月 1 日

(3) 減損処理に関する事項

- ① 経済的残存使用年数は4年間と見積られ、その期間における将来キャッシュ・フローの見積額は毎期20,000千円であり、使用後の処分時における見積処分価額は100,000千円である。
 - ② 割引率は年5%であり、期間4年の年金現価係数は3.54、現価係数は0.82である。
 - ③ 正味売却価額：140,000千円（建物30,000千円、土地110,000千円）
 - ④ 減損損失は、減損損失認識時の構成資産の帳簿価額に基づいて比例配分する。
 - ⑤ 減損損失配分後における構成資産の帳簿価額が正味売却価額を下回る場合、当該超過額は他の構成資産に再配分する。
- (4) 減損処理後の残存耐用年数は4年とする。なお、償却方法及び残存価額は減損処理の前後とも同一とする。



解 説 (単位：千円)

(1) 減価償却

減 価 償 却 費	※ 5,000	減 価 償 却 累 計 額	5,000
-----------	---------	---------------	-------

$$\text{※ } 100,000 \times 0.9 \times \frac{1 \text{ 年}}{18 \text{ 年}} = 5,000$$

(2) 減損損失の認識の判定

- ① 帳簿価額：建物（100,000－35,000－5,000）＋土地140,000＝200,000
- ② 割引前将来CF：20,000×4年＋100,000＝180,000
- ③ ①帳簿価額＞②割引前将来CF⇒減損損失を認識する

(3) 減損損失の測定・配分

	建物	土地	合計	備考
帳簿価額	60,000	140,000	200,000	※1
減損損失	14,160	33,040	47,200	※3
減損処理後の帳簿価額	45,840	106,960	152,800	※2

↑
正味売却価額110,000千円を下回ってしまう

※1 減損損失認識時の帳簿価額：取得原価－減価償却後の減価償却累計額

※2 回収可能価額

(a) 使用価値： $20,000 \times 3.54 + 100,000 \times 0.82 = 152,800$

(b) 正味売却価額：140,000

(c) (a)>(b)⇒使用価値152,800

※3 帳簿価額合計200,000－回収可能価額152,800＝減損損失47,200

(a) 建物 $47,200 \times \frac{60,000}{200,000} = 14,160$

(b) 土地 $47,200 \times \frac{140,000}{200,000} = 33,040$

(4) 減損損失超過額の他の構成資産への再配分

(3)の場合、土地の帳簿価額が正味売却価額110,000を下回ってしまうため、超過額3,040（110,000－106,960）について建物へ再配分することとなる。

① 建物 $14,160 + \text{超過額}3,040 = 17,200$

② 土地 $33,040 - \text{超過額}3,040 = 30,000$

(5) 減損処理

減 損 損 失	47,200	建 物	17,200
		土 地	30,000

(6) 決 算 整 理 後 試 算 表

建 物	82,800	減 価 償 却 累 計 額	40,000
土 地	110,000		
減 価 償 却 費	5,000		
減 損 損 失	47,200		

アプローチセミナー

(7) x13年3月31日（決算時）

減損処理を行った償却性資産については、減損処理後の帳簿価額をその後の事業年度にわたって適正に原価配分するため、減損損失を控除した帳簿価額と残存価額、残存耐用年数に基づいて減価償却を行わなければならない。

減価償却費	※ 8,200	減価償却累計額	8,200
-------	---------	---------	-------

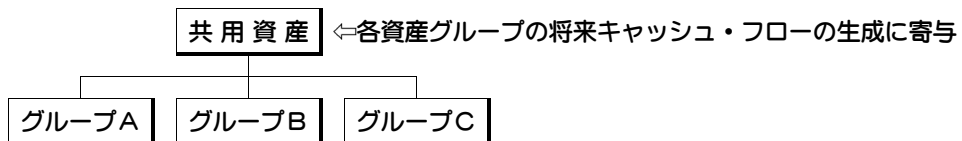
$$\text{※ (建物82,800－減累40,000－残存価額100,000} \times 10\%) \times \frac{1 \text{ 年}}{4 \text{ 年}} = 8,200$$

< メ モ >

A-4 共用資産の減損損失

1 共用資産

共用資産とは、本社建物など複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産をいう。

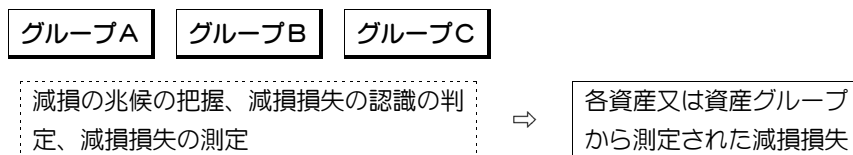


2 共用資産の減損損失

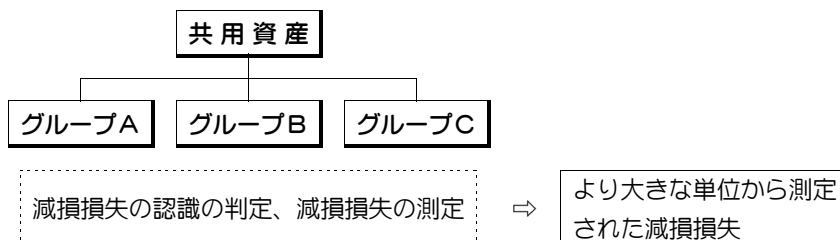
共用資産に減損の兆候がある場合、減損損失の認識及び測定は、原則として、共用資産が関連する資産又は資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で行う。なお、減損の兆候の把握、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定は、まず、資産又は資産グループごとに行い、その後、より大きな単位で行うこととなる。その結果、共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に配分する。

共用資産の減損損失を測定するための具体的な手続は次のとおりとなる。

(1) 資産又は資産グループ



(2) 資産又は資産グループに共用資産を加えたより大きな単位



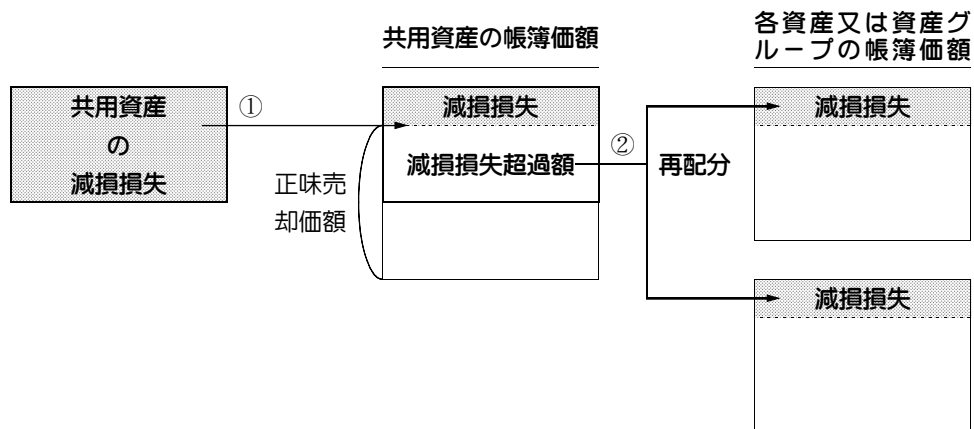
(3) 共用資産の減損損失（減損損失の増加額）の測定

より大きな単位から測定された減損損失	－	各資産又は資産グループから測定された減損損失	>	0
--------------------	---	------------------------	---	---

3 減損損失超過額の配分

共用資産を加えることによって算定される減損損失の増加額は、原則として、共用資産に配分するが、共用資産に配分される減損損失が、共用資産の帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合には、当該超過額を各資産又は資産グループに合理的な基準により配分する。

これは、たとえ共用資産に減損損失が生じている場合であっても、少なくとも正味売却価額以上の価値はあるため、共用資産の帳簿価額が、正味売却価額を下回らないようにするためである。



4 減損損失超過額の配分方法

各資産又は資産グループに対する共用資産の減損損失超過額の配分方法は、次に示すとおりである。

(1) 各資産又は資産グループの帳簿価額の比率等により配分する方法

この方法において、各資産又は資産グループの一部の回収可能価額が容易に把握できる場合には、当該回収可能価額を下回る結果とならないように配分することもできる。

(2) 各資産又は資産グループの帳簿価額と回収可能価額の差額の比率等により配分する方法



設 例 資産グループA、B、C及び共用資産

- (1) 資産グループA、B、C及び共用資産の帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フロー

(単位：千円)

	A	B	C	小計	共用資産	合計
帳簿価額	2,000	3,000	4,200	9,200	2,000	11,200
割引前将来キャッシュ・フロー	—	3,200	3,600	—	—	—

- (2) 資産グループB及びCに減損の兆候がある。また、共用資産にも減損の兆候がある。
- (3) 資産グループCの回収可能価額は2,500千円であり、資産グループA、Bの回収可能価額は不明である。
- (4) 共用資産を含むより大きな単位での割引前将来キャッシュ・フローは10,800千円、回収可能価額は7,400千円である。
- (5) 共用資産の正味売却価額は650千円である。



解 説 (単位：千円)

1 資産グループA、B、C

- (1) 減損の兆候の把握及び減損損失の認識の判定
- ① 資産グループA 減損の兆候がない⇒減損損失は認識されない
 - ② 資産グループB 帳簿価額 ≤ 割引前将来CF ⇒ 減損損失は認識されない
 - ③ 資産グループC 帳簿価額 > 割引前将来CF ⇒ 減損損失を認識する

- (2) 減損損失の測定 (資産グループC)

帳簿価額4,200－回収可能価額2,500＝減損損失1,700

2 資産グループに共用資産を加えたより大きな単位

- (1) 減損損失の認識の判定
- 減損損失控除前の帳簿価額合計11,200 > 割引前将来CF 10,800 ⇒ 減損損失を認識する

- (2) 減損損失の測定

減損損失控除前の帳簿価額合計11,200－回収可能価額7,400＝減損損失3,800

3 共用資産の減損損失(減損損失の増加額)の測定

3,800－1,700＝2,100

4 共用資産の減損損失超過額

共用資産の減損損失 $2,100 - (\text{共用資産の帳簿価額} 2,000 - \text{共用資産の正味売却価額} 650) = 750$

5 各資産グループA、B、C及び共用資産への配分額

(1) 共用資産の減損損失超過額を各資産グループの帳簿価額の比率により配分する場合

$$\text{資産グループ A} \quad 750 \times \frac{A 2,000}{A 2,000 + B 3,000 + C 2,500} = 200 \Rightarrow \text{配分後帳簿価額} 1,800$$

$$\text{資産グループ B} \quad 750 \times \frac{B 3,000}{A 2,000 + B 3,000 + C 2,500} = 300 \Rightarrow \text{配分後帳簿価額} 2,700$$

$$\text{資産グループ C} \quad 750 \times \frac{C 2,500}{A 2,000 + B 3,000 + C 2,500} = 250 \Rightarrow \text{配分後帳簿価額} 2,250$$

	A	B	C	小計	共用資産	合計
帳簿価額	2,000	3,000	4,200	9,200	2,000	11,200
減損損失	200	300	1,950	2,450	1,350	3,800
減損処理後の帳簿価額	1,800	2,700	2,250	6,750	650	7,400

↑
回収可能価額2,500を下回ってしまう

(2) (1)の場合、資産グループCの帳簿価額が回収可能価額2,500を下回ってしまうため、資産グループA、Bのみに配分することもできる。

$$\text{資産グループ A} \quad 750 \times \frac{A 2,000}{A 2,000 + B 3,000} = 300 \Rightarrow \text{配分後帳簿価額} 1,700$$

$$\text{資産グループ B} \quad 750 \times \frac{B 3,000}{A 2,000 + B 3,000} = 450 \Rightarrow \text{配分後帳簿価額} 2,550$$

	A	B	C	小計	共用資産	合計
帳簿価額	2,000	3,000	4,200	9,200	2,000	11,200
減損損失	300	450	1,700	2,450	1,350	3,800
減損処理後の帳簿価額	1,700	2,550	2,500	6,750	650	7,400

- (3) 共用資産の減損損失超過額を各資産グループの帳簿価額と回収可能価額の差額の比率等により配分する場合。なお、資産グループA、Bの回収可能価額は、それぞれ1,500、2,000であるものとする。

① 各資産グループの帳簿価額と回収可能価額の差額

資産グループA 帳簿価額2,000－回収可能価額1,500＝500

資産グループB 帳簿価額3,000－回収可能価額2,000＝1,000

資産グループC（帳簿価額4,200－減損損失1,700）－回収可能価額2,500＝0

② 各資産グループへの配分額

$$\text{資産グループA} \quad 750 \times \frac{A 500}{A 500 + B 1,000} = 250$$

$$\text{資産グループB} \quad 750 \times \frac{B 1,000}{A 500 + B 1,000} = 500$$

	A	B	C	小計	共用資産	合計
帳簿価額	2,000	3,000	4,200	9,200	2,000	11,200
減損損失	250	500	1,700	2,450	1,350	3,800
減損処理後の帳簿価額	1,750	2,500	2,500	6,750	650	7,400



設 例 資産グループC

- (1) 資産グループA、B、C及び共用資産の帳簿価額、減損損失及び減損処理後の帳簿価額

(単位：千円)

	A	B	C	小計	共用資産	合計
帳簿価額	2,000	3,000	4,200	9,200	2,000	11,200
減損損失	250	500	1,700	2,450	1,350	3,800
減損処理後の帳簿価額	1,750	2,500	2,500	6,750	650	7,400

- (2) 資産グループCの構成資産の帳簿価額

(単位：千円)

	建物	構築物	機械	土地	合計
帳簿価額	1,260	840	420	1,680	4,200

- (3) 各資産グループに配分される減損損失は、構成資産の帳簿価額に基づいて比例配分する。

- (4) 資産グループCの構成資産の正味売却価額は不明である。



解 説 (単位：千円)

- (1) 資産グループCにおける減損損失の配分額

$$\begin{aligned}
 \text{① 建物} \quad 1,700 \times \frac{1,260}{4,200} &= 510 & \text{③ 機械} \quad 1,700 \times \frac{420}{4,200} &= 170 \\
 \text{② 構築物} \quad 1,700 \times \frac{840}{4,200} &= 340 & \text{④ 土地} \quad 1,700 \times \frac{1,680}{4,200} &= 680
 \end{aligned}$$

	建物	構築物	機械	土地	合計
帳簿価額	1,260	840	420	1,680	4,200
減損損失	510	340	170	680	1,700
減損処理後の帳簿価額	750	500	250	1,000	2,500